

第33回太子町農業委員会総会議事録

令和5年9月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和5年9月21日(木)午後6時00分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- | | | |
|-------|----|-----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3番委員 | 室井 | 美千博 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 福西 | 博幸 |
| 6番委員 | 玉田 | 輝和 |
| 7番委員 | 玉田 | 誠 |
| 8番委員 | 大西 | 信司 |
| 9番委員 | 三浦 | 芳郎 |
| 10番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 11番委員 | 廣岡 | 仁史 |
| 12番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 13番委員 | 杉本 | 泰一 |

農地利用最適化推進委員(7名)

- | | |
|----|----|
| 北川 | 智一 |
| 檜皮 | 由美 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 桑名 | 幸夫 |
| 森田 | 孝一 |
| 井上 | 隆光 |
| 朝田 | 登 |

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 三木 | 隆史 |
| 事務局員 | 横田 | 大輔 |
| 事務局員 | 土井 | 優治 |
| 事務局員 | 坂 | 和歌子 |

事務局 定刻になりましたので、第33回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員13名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第33回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番 玉田 輝和委員及び7番 玉田 誠 委員を指名します。

議長 今月の報告事項は6件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請が1件、5条申請3件、非農地証明願が2件となります。

まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：256、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町広坂■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：214㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲受人は姫路市内・太子町内で329㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、田植え機、コンバインを所有されています。

また農作業従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

大西正美委員 申請地は広坂地区の一番東の北になり、姫路市との境で、■■■■■の北東100mくらいに位置します。

太市地区の圃場整備にかからなかった場所で山裾にあります。

現地確認を行ったところ、畑は果樹園として草刈りをして整備されていました。そこには柿の木が14本、栗の木が2本、オクラや菜っ葉などの野菜を少し栽培されています。

最近では柿の木1本と、みかんの木が1本植えた跡があります。

申請の経緯ですが、譲渡人の■■■■■さんは、本人夫婦と高齢のお母様の3人

で暮らされています。

全く農業をされていないということで、譲受人の[]さんが管理を依頼され、今後も引き続き、主に果樹園として適正に管理されていくのではないかと思います。

譲受人の[]さんは、譲り渡しを希望しておられるところ、下限面積要件により、今年の4月まで譲り受けが出来ず、その後法改正により、下限面積が撤廃されたため、今回の申請になります。

譲受人は、今回、譲り受けをしようとする農地だけを耕作されます。

農機具は、倉庫を確認させていただいたところ、コンバイン、トラクター等々、申請の通り所有しておられます。

譲受人と面接を行ったところ、ちょうど申請地の草を刈って帰って来られて、機械の手入れをされているところでした。

譲受人は83歳と高齢ですが、とてもお元気で、まだまだ耕作は出来ると思われます。

もし、ご本人が耕作が出来なくなったとしても、同じ敷地内の別棟で暮らしておられる息子さんご夫婦が引き継がれます。

以上のことから、本案件について何ら問題ないと思われますので、ご審議お願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：257、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町吉福[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1.58 m²、申請人：[]、[]、譲渡人：[]、転用目的：進入路用敷地となっています。

申請地は住宅等が連たんしているため、第3種農地と判定される見込みです。
なお、転用目的が進入路用敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚本委員 申請地は譲渡人の■■■■さんが所有する農地の一部であり、住宅敷地の進入路の隅切り拡張ということで、申請地の隣接地に申請人の■■■■さん、■■■■が暮らされています。

現状は軽自動車でギリギリ通れるような道です。これから稲刈りも始まり、慣れた人しか通れないような道なので、娘さんのお婿さんに手伝ってもらうなどしており、車で稲を運ぶ際には入りにくいということで、譲渡人の■■■■さんに進入路として使用したいとお話し、承諾いただいたということです。

申請地の譲受人の持ち分は■■■■、■■■■となっています。

自治会長ならびに水利代表の同意もいただいています。

申請人は今後この土地をコンクリートできちんと舗装して、進入路として使用されます。

周囲の農地に迷惑をかけることもなく、何ら問題ないと思われますので、宜しくご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：258、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町下阿曾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：625㎡、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■、転用目的：太陽光発電施設用敷地となっています。

申請地は公共施設等からおおむね500メートルの距離に位置するため、第2種農地と判定される見込みです。

議 長 事務局からの説明は以上となります。

福西委員

議長

杉本委員

やはりその辺一帯が資材置場であったり、そういう形になっていきますと、そ

の辺りの農地環境が荒れていきますので、あとが心配です。

今後、太陽光発電するのであれば、ある程度信頼性のある会社などにして、場所的にどうであるとか精査が必要だと思います。

あとは草が生えてきたりした時や、15 年ほどすれば太陽光発電の機械が壊れると想定されるので、その時に放置されてしまえば手が付けられず、荒地になってしまいます。

こういった思いがあり、先々の心配ばかり必要ないかと思いますが、気軽に受理するのではなく、慎重に考えたほうが良いと思います。

福西委員 その件については、下阿曾 ■■■ を転用許可を取得する時にその意見が出ました。

しかし、歯止めの仕様が無いのではないかとということになりました。

歯止めする根拠が無いということで、地元の人も業者にはその辺りは重々お願いしながら、同意しており、我々としては不許可とし難いのではないかと思います。

議 長 ほかに、質問、意見等ございますか。

松本委員 自治会の中で 3 筆の契約があり、また別の 1 筆も計画されていると聞いています。

別の 1 筆もほとんど同じ条件で全て反対する理由がないということから、地元賛成の意向でしょうか。

福西委員 草刈りだけで管理しているところが、3 筆程ありますが、同じようになるのではないかと思います。

地元の方はそう思っており、やむを得ないというところです。

議 長 懸念するご意見もありましたが、いろんな業者が入ってくるのは仕方ないと思っていますところでは。

同じ業者が責任を持って広げていくのであれば、責任の所在もきちんと出来るのですが、いろんな遠方の業者が入ってくるというのは懸念の一つで、それぞれの業者によって対応が違ってしまふといったことが起こっては困るといった懸念を個人的な意見として思っています。

国策として、太陽光発電を進めていく方向でありますので、特別問題がなければ、地元の方も同意されているということであれば、不許可といったことは大変難しいと思っています。皆さんも懸念されていると思いますが、やむを得ないのではないかと思います。

議長　ほかに、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長　この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：259、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：476 m²、太子町佐用岡[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：528 m²、太子町佐用岡[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：405 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的：露天駐車場及び露天資材置場用敷地となっています。

申請地は上水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、近距離に2以上の教育施設が存在するため第3種農地と判定される見込みです。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

玉田輝和委員 当該地は平方自治会の東西を走る町道の一番西端に位置します。

譲渡人の[]さん、[]さんですが、[]さんは[]さんの妹さんです。

近年、当該地の管理に困っておられ、いろいろと相談しており、今回、譲受人の老原に所在する[]が露天駐車場と資材置場にしたいということで、話がまとまりました。

譲渡人の■■■さんは 2 年前に大きな手術をされ、それまでは月に何度かは該
 当地の草引きをしたり、田んぼをすいたりとされていましたが、それが出来なく
 なったということです。

妹さんの[]さんも近年病気を患い、施設へ入居されています。

こういったことから、どうしても該当地の管理が出来なくなったということで、自治会に相談に来られ、私が自治会長をしておりました時にも相談を受けま

した。

家が2軒あり、そこにものすごく草が生えるということで、不審火による火災の恐れがあり、そこに煙草の火など燃え移れば火事になりますので、草刈りは自治会から要請したり、譲渡人の■■■■さんに直接会って相談をしたり、シルバー人材センターや業者に依頼して草刈りをしていただいていたいました。

お二人とも高齢になり、管理が非常に難しくなりましたので、今回、■■■■に譲り受けていただけるということで、今回の申請に至りました。

この露天駐車場と資材置場ですが、該当地の3つの土地は、測量をし直して、安全用のフェンスを建てられます。

また資材置場ですので、建物は建せず、資材と土砂置場になります。

■■■■の■■■■さんが持っておられる土地を駐車場として使用されるということです。

■■■■と■■■■の隣にあります道との境がはっきりしていないので、もう一度測量をして安全フェンスをするということです。

以上のことから、宜しくご審議お願いします。

議 長 補足ですが、■■■■、■■■■の進入路がないと思いますが、その件については、次の案件と関連していますので、説明があると思います。
 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
 次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：260、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町佐用岡■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積：697 m²、願出人：■■■■■■■■■■、願出地は少なくとも平成11年4月以前から雑種地となっていることを航空写真にて確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田輝和委員

当該地も受付番号 259 と同じ■■■■さんの土地です。

非農地証明書の裏面に当該地の経歴があります。

一番右端の家が■■■■さんの家ですが、以前、■■■■さんは矢田部に住んでおられ、道路が付くため、収用により、■■■■さんの先代が所有されていた土地を分筆し、そこに今の家を建て移って来られました。

先程議長がお話されていましたが、中に入る進入路は、■■■■の一部であり、3m 程の通路で、奥の田んぼに入れるようになっております。

このたび、■■■■の土地が平成 11 年 4 月以前から雑種地となっていることから、非農地証明願いが出ております。

本件は、受付番号 259 の関連した案件となっております。

宜しくご審議お願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

福西委員

■■■■と■■■■は■■■■が購入し資材置場にされるのですね。

この進入路は■■■■に作るということですね。

そこは■■■■は買わないということでしょうか。

事務局

いいえ、購入されます。

福西委員

非農地証明をすれば購入しても、しなくても、農業委員会としては関係ないということですね。ではどうして■■■■は非農地証明にしないのでしょうか。

議 長

この案件について、非農地証明をする■■■■について、なぜ非農地証明願いで対応することになったのか、経緯の説明を事務局からお願いします。

事務局

■■■■については、農地でしたが 20 年以上前から埋め立てて、駐車場として使用しているということがあります。

この度、受付番号 259 の場所とこの非農地証明をする場所を合わせて、■■■■が買い取って、管理されるということで、そういった話になっています。

ただそれをするにあたっては、■■■■が違反転用なので、それを是正するために、20 年以上非農地だということで、まず非農地証明願いを出されました。

こちらのほうを先に説明したほうがスムーズだったかと思います。

福西委員

では■■■■というのは、始末書は出ているのでしょうか。

事務局

はい、提出されています。

私のほうから補足説明させていただきます。

■■■■■という農地があり、■■■■■と■■■■■に分筆されました。そして■■■■■に家が建っていますが、ここに家が建つ経緯は、玉田輝和委員からも説明がありましたように、道路がつくことによって買収されて、その代替地として、■■■■■の■■■■■さんのお爺様の名義の時に分けてもらって、ここに家を建てて住まれました。

それも工事により、■■■■■は残土で埋め立てられたと聞いています。

元地番の■■■■■について、土地所有者が、一緒に埋めて欲しいというようなことがあったかは、はっきりと分かりませんが、家が建ったあとすぐに埋めてしまったということです。

これについては完全に違反転用になります。そういった状態が20年前に起こっていたのですが、ここについては非農地証明という形の手続きで

やむを得ないと認めてくださるかどうかということになります。

土地所有者はその北側も同じ方が持って、この一団を最終的に■■■■■が購入して資材置場として利用したいとのことでした。

申請の事務処理の仕方としては、■■■■■は非農地証明で対応し、■■■■■、■■■■■、■■■■■については転用許可という処理の仕方での手続きが出てきました。

福西委員

20年前に埋めてしまっていたということですね。これは農地パトロールで引っかけなかったのでしょうか。約1反近くあると思うのですが。

議長

農地パトロールでアがってきた経緯はありますか。

事務局

これまでの農地パトロールでは違反ではないかといった意義が生じた記録はございません。

福西委員

平成6年のことですね。

新しい農地法になった随分あとの話ですね。それがなぜ勝手に埋め立てられて、役場も農業委員会もチェックしないというのはいかがなものでしょうか。

議長

その経過は全く分かっていないです。

地区別農業委員会でも、そういった意見もあり、非常に残念な状況だと思います。

松本委員

立ち退きで家を建てる時に、建てた時と地上げした時と地元の者が言わなければ誰も分からないですね。

議 長 収用移転でこちらに家を建てられた時と、ここを埋めたのは同時期かどれだけ時間がずれているのかは、事務局のほうでは分からないということです。

松本委員 誰が埋めたのでしょうか。

議 長 この案件については、経過は分かりませんが、非常に残念な状況が公共事業絡みだということと共にそれ以降農業委員会も役場もこの案件について何も掴んでいない、こういう状況が20年以上続いてきたということも非常に問題があって、非農地証明についていかなものかといった意見が出るのではと思っていました。

実態として20年以上、この場所については農地の状態ではないことが続いているということは事実として変わらないと思います。

提出されている始末書を読み上げていただけますか。皆さんに理解していただかないといけない。

事務局 願出人の[]さんの始末書を読み上げます。

下記の土地については兵庫県が事業主体である、道路整備により、収容移転が余儀なくされた、[]氏が、龍野土木事務所の斡旋により、代替地として、土地提供者、[]ならびに平方自治会の同意により、[]から分筆した土地であります。

[]から分筆された[]土地所有者の[]氏は建築許可ならびに建築確認申請後、工事着手され、平成8年7月21日に宅地へ地目変更されております。新築住宅の盛土工事に際しては、兵庫県の斡旋により、残土を盛土として利用し、その際、願出人の父親である、[]の[]の土地についても合わせて残土処分を行った模様です。

本来であれば無断転用であるため、下記土地を農地へ復旧後に許可申請をしなければなりませんが、許可後、残土置場として、隣接土地と合わせて利用する計画があるため、当方の勝手な都合であります、申請地を現状のままでの許可申請をお願いしたく申し上げます。

今後は農地法の規定を厳守し、係ることの無いよう誠実に実行する所存ですので何卒、証明いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 こういった始末書が提出されています。

廣岡委員 ということは、お爺様がこっちも埋めて欲しいと伝えたところ、県が承諾して埋めたということですね。

議長 何の目的で埋めたのかは分かりませんが、埋めて欲しいという条件がついた時に手続きをきちんとしていただいていたらいのですが、その辺りがどうだったのか分からない。

福西委員 その時には分筆して宅地に変えたわけですから、公共事業ですから皆知っていることだと思います。

それにもかかわらず、こっちも埋めて欲しいと言われて承諾するのは、あり得ないと思う。

杉本委員 以前も龍田地区で農業用倉庫の案件を出して、舗装道路を駐車場にして違反転用していたことがあります。

そういったことを気が付かないというのは、言い方は悪いですが、黙って埋め立てて20年間経てば、非農地証明になってしまいます。

こういったケースが出てきているので、いろんな工事が出てきた時には気を付けていかないといけない。

松本委員 その歯止めのための年一回の農地パトロールではないのでしょうか。

杉本委員 我々農業委員会としては、実際に現地確認を行って、後々にこういったケースが出ないようにしていけないといけない。我々としては反省しないといけない。

三浦委員 例えば20年前に埋め立て、今のように農地パトロールの話がありましたが年1回で20回パトロールをしたけれど分からず、地元の者も分からなかった。

2、3年前となれば分かりますが、20年間そのままの状態で分からなかったの
で、非農地証明を出し、始末書を出し、それで事が流れてしまうということが問題です。

罰金でも取れるのであれば取れば良いと思うのですが、そういった制度もない。原状回復を求めても難しい。そういったところです。

ですから、行政も農業委員会も自治会も、もっともつと目を光らせて見ていかなければ、20年間、放置になってしまう。

2年前というならばまだ話は分かりますが、20年間も何をしていたのかと思います。

大西正美委員 20年前はあまり、県も町も今のように、関心事ではなかったように思います。

私の地区の池を直すために、盛土や残土をどこへ運ぶかということになりました。ちょうどその横に1反程の田んぼがあり、荒地でもあり、そこへ一時移そ

うということになり、承諾も得ました。

ですが、あとは戻しますとお伝えすると、それでは一緒なのでいいですと断られました。

該当地も一時転用申請をしていただいて、元に戻すといったことで良かったと思うのですが、昔はそこまで考えていなかったのかなと思います。

今、田んぼの真ん中で、そういったことがされていたら分かりますが、道路際でそういったことが行われていても地域の方は、家を建てるのかな、倉庫を建てるのかなといった感覚しかないと思います。違反というのは、あまり頭にならないと思います。あの当時であれば分からないと思います。

福西委員 昭和 40 年であれば分かりますが、平成 6 年ですよ。平成 6 年であれば絶対に分かるはずですよ。農地に対する考え方も変わっていると思います。

大西正美委員 私の地区でも太陽光発電をしたところがありますが、誰も何も思わない。また家でも建てるのかな、誰かが商売をされるのかな、などその程度です。

三浦委員 地元の人、一般の人は何も分からないと思います。
例えば■■■■さんでしたら水利費を地元に支払うと思います。
この物件が約 700 m²ある。それも地目が田なので水利費を支払っていると思います。
ですが、現実には雑種地で、水利費を受け取っている自治会の確認がいくはずですよ。
支払っている人も田んぼではないのになぜ水利費を払うのかと言っていたかもしれない。
知っていて支払っていたのではないのでしょうか。
自治会などで分かるはずですよ。

大西正美委員 そういった違反や、何かする時には相談してくださいなど、広報が出来ていないから、一般の人は分からないと思う。

三浦委員 一般の人ではなく、地域の役員をしている者が分からなければいけない。

福西委員 自治会の役員や水利組合の役員、農業委員、農区長がそういったところを見ているはずで、見逃すことは絶対にならないと思う。

議 長 いろいろなご意見が最もだと思いますが、農業委員会としてもっと感度を良好にしていけないと仕様がなないと思います。農地パトロールも含め、日頃の活

動の中で、状況の変化を一つ一つ捉まえて、事務局との連携もとりながら行っていくしかないわけですので、この案件につきましては、公共事業が絡んでいる内容でもありますし、ただいまの始末書のなかで言われている以上のことは確認の取りようがありませんので、この案件について、最終的に結論を取りたいと思います。

議 長 なにか質問、意見等ございますか。

大西正美委員 今のようなことで地区別委員会でもこの話が出て、けしからんとなりましたが、公共事業、県が絡んでいる等々のところで何を言っても仕方がないのかなというように感じて、やむを得ないのかなといった結論になりました。

最終的な私の意見はこれです。けしからんと思いますが、今それを蒸し返してみても、仕方がないですし、県が絡んでいるというのは推測でしかありません。

福西委員 我々の怠慢であったと思うしかない。
これを反省して次どうしていくかを考えるしかない。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農地に該当しないことを証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
続きまして、非農地証明願について審議します。
事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：261、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町吉福■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：雑種地、面積：154 m²、願出人：■■■■■■■■■■、願出地は少なくとも昭和 36 年以前から宅地となっていることを航空写真にて確認しています。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚本委員 申請地は吉福地区の南にある広い道から田んぼ一枚北へ入った吉福の村の中央の南です。

願出人は■■■■さん、■■■■にお住まいです。

申請地の北には以前、居宅と納屋が建っており、だんだんと古くなり、またそこに住んでおられた■■■■さんご夫婦が住んでおられたのですが、お子様がおらず、贈与で願出人の■■■■さんの親、■■■■さんが倉庫にされて、その人も亡くなられて、子どもである■■■■さんの名義になったということです。

平成15年頃に空き家になって倒壊してまいそうな感じで、非常に危ないということで、西側が吉福の公園で子どもが遊びに行つて、ボールなどを取りに行つたりして危ないということで、間もなく更地にしてしまいました。

現状は■■■■さんが草刈りなどして管理しています。

調べていくと畑だったということです。まだ家を建てるなどの話は出ておらず、雑種地として、駐車場として使用したいということで、始末書を添えて非農地証明願いが出されています。

宜しくご審議お願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

福西委員 これは航空写真で見ると家が建っていたということでしょうか。

塚本委員 納屋が建っていました。

福西委員 平成11年にですね。

塚本委員 はい、その通りです。

福西委員 農地だったのに、納屋が建っていたということですね。

塚本委員 私自身の自宅も近いですが、小さいころからそこは倉庫、納屋でした。

福西委員 航空写真で見ると緑のところが畑だったということですか。

塚本委員 はい、そこには大きな柏の木があったのですが、それも伐採されています。北側は藁屋根の家、緑の下が角で、そこに納屋が建っていました。そこがよく調べていたら畑だったということです。

福西委員 これはなぜ分かったのでしょうか。

塚本委員 願出人の■■■■さんが親から相続し、いろいろと調べていくと畑だと分かり、始末書を添えて非農地証明願いが出されています。

福西委員 この度相続されたということでしょうか。

塚本委員 平成 25 年に相続されました。それからずっと草引きや除草剤をするなどして管理をされていました。

福西委員 平成 25 年に相続をされたのに、なぜ今申請を出して来たのでしょうか。相続された時点で分かっていたのではないのでしょうか。

事務局 補足説明します。先程塚本委員が仰ったのは、原因日は平成 25 年ですが、相続の手続きをされたのは令和 5 年の直近です。
ですので、最近事情が分かってすぐに手続きされたということです。

議 長 ほかに質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農地に該当しないことを証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 33 回太子町農業委員会総会を閉会します。

終 了 午後 7 時 20 分

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員
(6 番玉田 輝和)

玉田 輝和

議事録署名委員
(7 番玉田 誠委員)

玉田 誠